議第42号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定につい 7

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月14日提出

京都市長門川大作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例 第1条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項から第2会議室、第3会議室及び第4会議室の項ま でを次のように改める。

				円		円	円	円		円		円	Ε	42,990	Е	円 34,440
	体競のとす合館場面用場	アマチ	А	9,050	А	7,710	12,340	9,250	С	21,600	С	17,480	F	37,840	F	30,330
		ュアス ポーツ		7,000	D	6.150			D	16,450	D	13,370	G	41,140	G	32,900
			В	7,200	В	6,170							Н	35,990	Н	28,790
			Λ		٨		36,000	26,740	C	63,770	С		Е	124,250	Е	96,160
体育室		2014			А					05,770			F	109,850	F	84,840
		その他			В					49,370 D	39,080	G	122,390	G	94,620	
			D								ט	33,000	Н	107,990	Н	83,300
	その他	全用(日) 全用(日) (日) (日)												1,850		1,540
		部分使 用	別	に定める	0											
				A 0.00		2.000					F 1 10		Е	E		10,480
	体育館	競技場	А			2,980			С			5,140	F			9,240

2 (議第42号)

 (#25)								
	の全面と併用する場合	В	2,360	2,360	D	3,900	G	9,860	
第1会 議室			Ъ	2,300		ט		Н	8,620
議室		他	A 4,830	5,860	C	8,020	Е	18,710	
			1,000				F	17,470	
			4,210			6,780	G	18,090	
						5,100	Н	16,850	
		А	A 1,85		С	3,290	Е	6,680	
	体育館競技場 の全面と併用 する場合 2 会 室, 3 会	競技場と併用――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1,540		5,211	F	5,960		
			3 1,540		D	2,570	G	6,370	
第議第3名			2,010			2,010	Н	5,650	
第議第議び会 会,会及4室		Α	3,080	3,900	C	5,140	Ε	12,120	
	その他		0,000				F	11,400	
		В	2,770			4,420	G	11,810	
		٦	2,110			1,120	Н	11,090	

別表第2備考以外の部分中

3,000	円 2,500	万 , 000	円 4,000		
9,000	6,500	14,000	11,000		
60	00	1,2	200		
30	00	700			

を

Γ	3,080	2,570	5,140	円 4,110
	9,250	6,680	14,400	11,310

610	1,230	13
300	720	

こ改める。

第2条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「体育室又は会議室を使用しよう」を「会館を利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「体育室又は会議室を使用する」を「会館を利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市 長の承認を得て定めるものとする。

第7条第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用した」を「利用した」に、「体育室又は会議室」を「会館」に改め、「限る。)は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に 改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」 に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者 | を「利用者 | に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改め、同備考3中「使用した」を「利用した」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 2中「使用する」を「利用する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条,次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から, 第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は,第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 第1条の規定による改正後の京都市市民スポーツ会館条例の規定は、同 条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使 用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、

京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために
必要な事項を定める必要があるので提案する。